

全国草原再生ネットワーク規約

(名称)

第1条 本会は全国草原再生ネットワーク（以下「草原ネット」という.）と称する.

(目的)

第2条 全国で草原再生活動を行っている、あるいは、行おうとしている個人・団体の連携を通じて、草原の持っている価値・意義を再評価し、草原の保全・再生につなげていくことを目的とする.

(会員)

第3条 草原ネットは、前条の目的に賛同する個人・団体をもって構成する.

2 草原ネットの会員は次の4種とする.

- (1) 正会員：草原ネットの目的に賛同して入会し、活動を推進する個人
- (2) 団体会員：草原ネットの目的に賛同して入会し、活動を推進する団体
- (3) 賛助会員：草原ネットの目的に賛同して入会し、活動を支える個人
- (4) 賛助団体会員：草原ネットの目的に賛同して入会し、活動を支える団体

3 会員は、役員会において別に定める会費を納入しなければならない.

(入会)

第4条 会員の入会については、特に条件を定めない.

2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない.

3 会長は、前項のものを入会を認めない時は、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない.

(会員の資格の喪失)

第5条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する.

- (1) 退会届の提出をした時
- (2) 個人会員においては本人が死亡、もしくは失踪宣告を受けた時、団体会員においてはその団体が解散した時
- (3) 継続して2年以上会費を滞納した時
- (4) 除名されたとき

(会員の除名)

第6条 会員が次の各号に該当するに至った時は、総会の議決により、これを除名することができる.

- (1) 規約に違反した時
- (2) 草原ネットの名誉を傷つけ、または目的に反する行為をした時.

(事業)

第7条 草原ネットは次の事業を行う.

- (1) 第2条に掲げる草原再生活動の支援、情報の提供に関すること
- (2) 全国草原シンポジウム・サミット開催地の決定と開催に関わる支援
- (3) その他、目的の達成のために必要と認められること

(経費)

第8条 草原ネットの事業に必要な経費は、会員からの会費及びその他の収入をもってこれに充てる.

(役員)

第9条 草原ネットに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(役員職務)

第10条 会長は、草原ネットを代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長が指名した順序によってその職務を代行する。

3 監事は、草原ネットの会計を監査する。

(役員等の選任)

第11条 役員は、総会において会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及び理事は相互に兼ねることができない。

3 草原ネットの事務局を島根県大田市大田町大田イ376-1 NPO 法人緑と水の連絡会議内に置き、事務局長を役員職にない者をもってあてる。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のためによって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員罷免)

第13条 役員が次の各号に該当するに至った時は、役員会の議決により、罷免することができる。

- (1) 規約に違反した時
- (2) 草原ネットの名誉を傷つけ、または目的に反する行為をした時

(会議)

第14条 会議は総会及び役員会とする。

2 総会及び役員会を招集する時は、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

3 総会の議長は出席した正会員の中から会長が指名する。役員会の議長は出席した役員の中から会長が指名する。

(総会)

第15条 総会は、会長が必要に応じて招集する。

2 総会は会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

3 総会における議決事項は第14条第2項の規程によってあらかじめ通知した事項とする。

4 総会の議事は、出席した会員及び書面表決した会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによるものとする。

5 総会において討議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること
- (3) その他重要な事項

(役員会)

第 16 条 役員会は、会長が必要に応じて招集する。

2 役員会は、役員の過半数の出席がなければ開会することができない。

3 役員会の議事は、出席した役員を過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。

(議事録)

第 17 条 総会及び役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員総数及び出席者数(書面表決者、または表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印した上、この議事録を草原ネットの事務所において 5 年間備え置く。

(表決権)

第 18 条 各正会員役員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため会議に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決する、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。

(議決事項の遂行)

第 19 条 会員は、規約及び総会の議決に基づき、草原ネットの業務を執行する。

(事業年度)

第 20 条 草原ネットの事業年度は、毎年 5 月 1 日に始まり翌年 4 月 30 日に終わる。

(解散)

第 21 条 草原ネットは、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の議決

(2) 目的とする活動に係わる事業展開が長期的に困難と判断された場合

(3) 会員の欠乏

(4) 破産

2 前項第 1 号の事由により草原ネットが解散するときは、会員総数の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 22 条 草原ネットが解散したとき、残存する財産は、第 3 条に掲げる会員のうち、総会で議決したものに譲渡する。

(その他)

第 23 条 この規約に定めるもののほか、事業の運営に関し必要な事項は、別途定める。

附則

(施行期日)

1 この規約は、総会において議決後から施行する。

2 草原ネットの会費は、次に掲げる額とする。

| | | |
|--------|-----|----------|
| 正会員 | 年会費 | 3,000 円 |
| 団体会員 | 年会費 | 10,000 円 |
| 賛助会員 | 年会費 | 1,000 円 |
| 賛助団体会員 | 年会費 | 5,000 円 |

3 草原ネットの活動の主旨に賛同し、寄付頂く個人・団体・企業の寄付は、次に掲げる額とする。

| | | |
|------|-----|----------|
| 寄付個人 | 1 口 | 5,000 円 |
| 寄付団体 | 1 口 | 10,000 円 |
| 寄付企業 | 1 口 | 10,000 円 |